



No.28

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2018年7月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

誰のために 何のために？



改憲手続法の問題点

坂本 雅弥（弁護士、東京法律事務所）

憲法96条は憲法の改正手続を定めています。同条によると、憲法改正のためには、①各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議して国民に提案をし、②国民投票において「過半数の賛成」が必要となります。そして、同条の憲法改正手続を定めた法律（「日本国憲法の改正手続に関する法律」（改憲手続法））が2007年5月に成立し、2010年5月に施行されました。しかし、この法律には多くの欠陥があり、真に国民の意思を反映させる手続を定めるものにはなっていません。以下、同法の問題点として、特に①最低投票率が定められていないことと②有料広告の規制がなされていないことの問題点について述べます。

最低投票率が定められていないこと

憲法改正は国民の生活等に重大な影響を及

ぼします。そのため、主権者である国民の真の意思に基づいて改憲されることが不可欠であり、投票はできる限り多くの国民の意思が反映されなければなりません。しかし、改憲手続法では最低投票率が定められていません。しかも、同法における賛成を要する「過半数」とは賛成票と反対票の総数の過半数とされており、無効票を含みません。その結果、実質的には賛成派の投票者数が少なくても改憲が実現してしまうおそれがあり、実際の民意とは大きくかけ離れた投票結果となるおそれもあります。これでは憲法96条で改憲は慎重になされるべきとした趣旨が失われます。

不十分なメディア規制が不公平を生む

テレビやラジオによる影響力は他のメディアに比べて大きく、しかも、それらを利用する宣伝は莫大な費用がかかります。これでは、

憲法改正についての宣伝を呼びかける広告を流せるのは潤沢な資金がある団体（政党）に限られてしまいます。しかし、改憲手続法では公的機関（広報協議会）以外の個人や団体（政党を含む）による有料の私的な意見広告に関しては、賛成・反対の投票を勧誘する意見広告（国民投票運動）は投票の14日前から禁止されますが、それ以外の広告は一切規制の対象とはなっていません。国民投票運動のためではない、単なる意見広告である場合（例えば「私は憲法改正に賛成します」など自らの意見を主張する広告）は投票当日でも許されています。

この点、イタリアでは財力によるマスメディアの不正利用を防止するために国民投票運動における有料の政治広告は全国版の放送においては全面的に禁止されています。イタリアでこのような制度を定めた理由は、実際に資金力のある者が「カネで政治を買う」事態が生じたことから、有料の政治広告の規制

が必要だとしたからです。他方、イタリアでは賛成派反対派の公平性を保つために、一般の市民団体（政党を含む）に対して、公費を使用して一定のルールに従って意見広告をする機会を保障しています。このようなイタリアにおける経験や実践を参考にして、改憲賛成派、反対派が公平に意見を出せるように、有料広告の規制を設けるべきです。

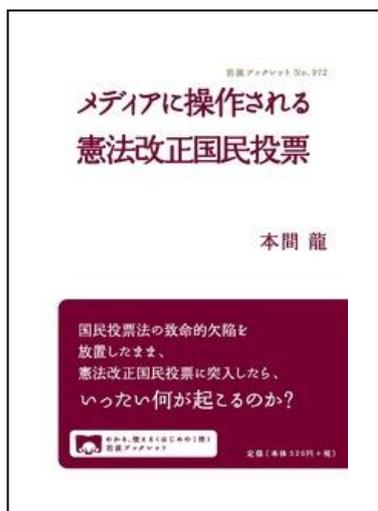
これからの取り組み

与党は2018年5月に改憲手続法改正案を提案しましたが、その内容は期日前投票の場合の投票時間の弾力化などであり、上記の問題点を改善するものではありませんでした。改憲手続法の問題点を広く明らかにして現状の改憲手続法の下で発議させないことが必要でしょう。同時に、憲法9条をはじめとする現行の憲法が私たちの安全と生活を守ってきたこと、それゆえ改憲する必要性がないことを広めていくことも大事でしょう。

メディアに操作される

憲法改正国民投票

本間 龍 著



価格 520 円＋税
発行 岩波書店
東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
電話 03-5210-4111(営業部)

広告業界を熟知する著者は、現行国民投票法には広告規制がほぼ存在せず広告は無制限のため、資金力のある改憲派が圧倒的に有利で反対派に不利となることを警告し、警鐘を鳴らす。改憲派の広告を担うのは広告業界の雄、電通。事前に準備万端、投票運動期間を想定、運動戦略を立て、広告枠を確保し、発議直後からフル回転する。テレビの CM、新聞・雑誌・ネットの広告・タイアップ記事は改憲派でうめつくされる。報道番組の CM で番組そのものが改憲派に見えてしまう。公平公正の保証こそが国民投票制度には必須であるとして、広告の総発注額の上限規制や CM の放送回数を同一にするなどの規制を提案している。

国民投票法について

国民投票法は正式には「日本国憲法の改正手続に関する法律」であり、2010年5月施行された。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419AC100000051&openerCode=1 編集部

第1章 総則 (第1条)

第2章 国民投票の実施

第1節 総則 (第2条～第10条)

第2節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知 (第11条～第19条)

第3節 投票人名簿 (第20条～第32条)

第4節 在外投票人名簿 (第33条～第46条)

第5節 投票及び開票 (第47条～第88条)

第6節 国民投票分会及び国民投票会 (第89条～第99条)

第7節 国民投票運動 (第100条～第108条)

第8節 罰則 (第109条～第125条)

第3章 国民投票の効果 (第126条)

第4章 国民投票無効の訴訟等

第1節 国民投票無効の訴訟 (第127条～第134条)

第2節 再投票及び更正決定 (第135条)

第5章 補則 (第136条～第150条)

第6章 憲法改正の発議のための国会法の一部改正 (第151条)

附則

以上が国民投票法の全体であるが、主要な部分を紹介する。

第1章第1条 (趣旨) この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

第2章第2条 (国民投票の期日) 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行う。

第3条 (投票権) 日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

第8条 (国民投票の執行に関する事務の管理) 国民投票の執行に関する事務は、中央選挙管理会が管理する。

第2節で「国民投票広報協議会」の設置、「国民投票に関する周知」が定められている。

第12条で協議会の委員は衆参各10人とし、各会派の所属議員数の比率により選任される。第14条で協議会は、憲法改正案、その要旨、その説明、賛成反対意見を掲載した国民投票広報の原稿を作成する。第18条で協議会は、国民投票広報の原稿を作成したときは、これを国民投票の期日前30日までに中央選挙管理会に送付しなければならない、国民投票広報の配布については、公職選挙法第170条第2項の規定を準用し、「国民投票の期日前10日」とする、と定めている。

第7節で国民投票運動について定めている。

第100条 (適用上の注意) この節及び次節の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第100条の2 (公務員の政治的行為の制限に関する特例) で「公務員は、改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動及び憲法改正に関する意見の表明をすることができる」とする一方、**第103条 (公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)** でその地位利用を禁止している。

第104条 (国民投票に関する放送についての留意) 放送事業者は、国民投票に関する放送については、放送法第4条第1項の規定の趣旨に留意するものとする。

第105条 (投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限) 何人も、国民投票の期日前14日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

第106条と第107条で放送と新聞による国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等が行う意見の広告について次のように規定している。

- ・国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

- ・政党等は、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送、意見の広告をすることができる。

- ・憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の時間数及び同等の時間帯、同一の寸法及び回数を与える。

第3章 国民投票の効果

第126条 国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が第98条第2項に規定する投票総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について日本国憲法第96条第1項の国民の承認があったものとする。

2 内閣総理大臣は、第98条第2項の規定により、憲法改正案に対する賛成の投票の数が同項に規定する投票総数の2分の1を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布のための手続を執らなければならない。

このように、①最低投票率が規定されていない②周知期間、運動期間が短かすぎる③公務員と教育者の投票運動に対する規制が厳しすぎるなどの問題点が指摘されてきた。さらに個人間なら金品などによる買収も罪に問われない、広告・宣伝の制限も少なく、「意見広告」に関する禁止条項はないなど、資金力のある自民党や財界などの改憲派に圧倒的に有利である。などなど現行国民投票法は問題が大ありだ。

(条文に書かれている関連法、補足は省略しています)



経済的徴兵制

井筒 高雄 (ベテランズ・フォー・ピース・ジャパン代表

元陸自レンジャー隊員)

第二次安倍政権発足後、隊員募集は3年連続定員割れが続き、2015年の安保法制によってさらに拍車をかけています。

また、日本経済全体で指摘されている少子高齢化による「人手不足」と民間企業の求人増加が自衛隊にも影響していることが顕著になっています。

2017年3月31日現在の自衛隊の定員数は24万7154人、隊員数は22万7339人ですので、充足率は92%。何とか隊員の確保がされていると思われるかもしれませんが。けれども階級ごとに見ていくと、海外での実戦任務まで拡大をした自衛隊は志願制のまま維持できるのか疑問です。

幹部（管理職。指揮するが戦場の最前線に出る率は低い）の定員数は4万5524人、隊員数は4万2444人で充足率は93.2%。准尉（準管理職。戦場の現場で指揮する）の定員数は4940人、隊員は4632人で充足率は93.8%。曹（現場監督。最前線で准尉の指揮下で動く）の隊員は13万7951人、定員は14万5人で充足率は98.5%。士（現場のマンパワー。戦場の最前線で曹の指示で動く）の隊員は3万9395人、定員は5万6685人で充足率は69.5%という状況です。

米軍の編成などを見ても、近代軍は幹部1に准尉・曹は4、士は10という割合が一般的になっています。つまり軍隊というのは下に行くごとに人数が多くなるピラミッド型になります。ところが自衛隊は最も厚くしなければならぬ「士」がズバ抜けて低い状況です。

「クリンパーシステム」をご存知でしょうか。有事の際に、大量の国民を動員して軍の規模を一気に拡大させるものです。つまり、普段から管理職を多く採用し、平社員に管理職並みの育成を施すことで、いざという時に大量の非正規雇用を雇う手法です。

第一次世界大戦で敗れたドイツ軍がこの

制度を取り入れ、ヴェルサイユ条約で陸軍を10万人に抑えられましたが、戦時には一気に軍の規模を拡大して、短期間で強力な戦力を作り上げました。クリンパーシステムは平時には兵士を少なく抑えて、その費用で最新兵器などを充実させる効果もあります。現在の自衛隊にそのまま該当するのではないのでしょうか。

現場を支える「准尉・曹・士」は高卒のたたきあげ隊員です。その実態は有効求人倍率1倍を切っている地方から志願者が多く、世帯収入の年収は270万円以下の家庭、あるいは縁故募集による採用です。北海道・東北・九州地方などから多く入隊しているのが特徴となっています。経済的理由で進学できない、あるいは働き口がない、それが自衛隊への入隊の動機にもなっています。

アベノミクスによって大都市と地方の格差は拡大し、非正規雇用も増加。貧困の固定化を地方が担い、自衛隊に隊員を供給する仕組みとなっているのではないのでしょうか。実質的な「経済的徴兵制」といえるのではないかと捉えています。

また、自衛官OBの予備自衛官4万7900人、即応予備自衛官8075人の他に、自衛隊経験のない国民で構成する予備自衛官補4621人の計6万596人を活用します。防衛省は「防衛力を日頃から保持することは効率的ではありません。有事の時に急速に人員を集めることができる予備の防衛力が必要なのです。」と募集し、予備自衛官を雇用する事業主に給付金を支給する新制度を閣議決定しました。これも「経済的徴兵制」の具現化といえるでしょう。まさにクリンパーシステムとセットで着々と有事に備えているのです。

最後に18歳の成人年齢引き下げに伴い、保護者の同意が廃止されるとすれば自衛隊員の募集にどんな影響を及ぼすのか、懸念するところです。



「放送制度改革」は何を狙うのか

岩崎 貞明（民放労連書記次長）

今年（2018年）3月、突然のニュースに放送関係者は驚いた。政府は〈テレビ、ラジオ番組の政治的公平を求めた放送法の条文を撤廃するなど、規制を緩和し自由な放送を可能にすることで、新規参入を促す構え〉（共同通信のニュースより）であり、それは放送局に義務付けた番組基準の策定や番組審議会の設置など、NHK に関するものを除いて放送関連の規制をほぼ全廃する方針だということだった。

これは「通信・放送の改革ロードマップ」と題された政府の非公式文書に記載されていて、そこには「放送特有の規制の撤廃」として「政治的公平」などを含む番組編集準則や、番組基準の策定、番組審議会の設置などの他、放送の外資規制まで含めてすべて廃止するという方針案が記されていた。そして、こうした規制が撤廃されれば「放送（NHK 除く）は基本的に不要に」との記述までであった。

突然の全面的変更、しかも常識をわきまえない（たとえば放送の外資規制は、諸外国と調整して電波の割当を決めることに対応したもので、日本だけが撤廃すれば世界の笑い者になる）ことに、民放各局の社長をはじめ各方面から懸念や批判の声が上がった。日頃は政府批判などほとんどみられない読売新聞も、資本系列の日本テレビとの関係を重んじたのか、この問題に関しては大きな紙面を使って批判的に報道した。私たち民放労連も3月27日に「私たち放送で働く者が、放送倫理に基づく番組づくりで視聴者から信頼を得ようとしてきたこれまでの努力をないがしろにするかのような提案には、断固として反対をしていく」などとする反対声明を公表した。

そのせいか、規制改革推進会議が6月4日に公表した第三次答申では、検討課題として「通信・放送の融合によるビジネスモデル」「多様で良質なコンテンツの提供」「電波の有効利用に向けた制度のあり方」を掲げ、ローカル

民放局の支援や、番組制作会社と放送局の取引関係の改善などを今後の議題としたが、放送関連の規制撤廃については言及がなかった。

同会議で放送制度を議論している「投資等ワーキンググループ」の原英史座長は、ヒアリングのため5月9日に民放労連本部を訪れて本部役員と懇談したが、例の「改革ロードマップ」については「まったく関知していないし、議論したこともない」と関与を全面的に否定していた。ヒアリングに際して民放労連からは、放送を担う人材の確保と、放送の間接免許制度の検討、電波行政の総合的な見直しを要望し、意見書として提出した。なかでも、政府が放送免許を直接掌握している現在の放送制度が政府による放送への圧力の源泉になっていることから、諸外国では通例である放送の独立行政委員会制度を日本でも導入（戦後の一時期は日本もこのような制度だった）することを政策要求として強く求めたが、第三次答申には盛り込まれなかった。答申の内容は、ある意味でこれまでの政策をなぞった程度で、ほとんど新鮮味はなかった。

大山鳴動して鼠一匹、の感が拭えないが、やはりあの「改革ロードマップ」は安倍政権のホンネと映る。インターネットと放送の規制の垣根を取り払うことで参入自由化を促し、産業活性化を装いながら、相対的に民放の影響力を低下させようというのだろう。放送の公共性を顧みずに「安倍礼賛テレビ」を作りたいのだとしたら、こんな幼稚な支配者がいるだろうか。

前記のような放送特有の規制は、半世紀以上前に「俗悪番組批判」を受けて導入されたものが多い。であるなら、そうした規制を撤廃すれば、放送はフェイクニュースやヘイトスピーチに席卷されかねない。放送人はいよいよ気を引き締めて政権を監視せねばなるまい。



国際的軍拡への傾斜と日本

「死の商人」への道に NO !

北林 岳彦(出版労連原発問題委員会事務局長)

この号が出る頃、延長国会はどうなっていることでしょうか。この8月に東京では、武器貿易協定(条約、Arms Trade Treaty=ATT)の第4回締約国会議が開催されます。

国際的な武器取引を監視し制限する取り組みとして国連総会で採択され、発効した条約が ATT です。対象は小火器から戦車、ミサイル、攻撃能力のある航空機、艦船など通常兵器です。日本も賛成し2014年に批准しています。軍縮に向けた一定の成果である ATT。その締約国会議を開催することは誉れではあると思います。しかし、手放しでは喜べません。

一昨年(2016年)の第2回締約国会議ではイエメンに侵攻し人道危機を惹き起こしているサウジアラビアへの武器供与が俎上に載ると考えられていました。しかし最大の武器セールスを行っていたイギリスの反対で議題から外されてしまったのです。罰則規定もなく、武器輸出に関する報告書も曖昧な書式で OK という現状の ATT には課題が山積しているのです。軍縮 NGO や市民団体は問題提起を行い、枠組みの強化を求める運動を行っています。

今回 ATT 会議のホスト国となった日本では、防衛費＝軍事予算が増額の一途であり、イーリス・アショアなどのミサイル防衛の推進が加速し、問題になっている垂直離着陸機「オスプレイ」の導入も予定されています。「武器輸出禁止」三原則撤廃で防衛装備庁による日本製武器のセールスも後押しされ、三菱電機製レーダーのタイ軍入札も浮上しています。この時機の ATT 東京開催は、政府の基本姿勢をカムフラージュしようとするものではないのかと、疑念が湧いてきます。なぜならば、日本政府の国連軍縮大使を務める高見澤^{のぶしげ}将林氏は内閣官房副長官補・安全保障局次長として安保法制を推進した立役者だからです。

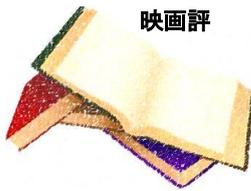
三菱電機に関しては、F-35ステルス戦闘機

搭載の空対空ミサイルをイギリス企業 MBDA と開発、製品化に向けた試作段階にあるといわれています。生産段階に入れば世界中に販売されることは必至です。装備庁の意向を受けた前のめりな姿勢には「ニクイねえ、三菱」でイメージ浸透を図る家電メーカーとは別の^{かお}貌が見えるのです。

アフガンに始まり、イラク、シリア、そしてソマリアやイエメン、中部・西部アフリカ諸国へと拡大している戦争。軍縮で市場を失っていた世界の軍需産業は売り込みを活発化させ、遠隔操作兵器からロボット化・AI 搭載へと、開発や技術者確保に躍起です。また依然として冷戦構造を引き継いでいる日朝関係をバックに極東地域へもセールスが集中、ロシアの影響力を封じ込めたい北欧でも軍拡路線に転じ兵器開発や購入が進んでいる状況です。そしてトランプ政権の好戦的な対イラン姿勢は次の危機を呼び込みつつあります。

際限のない兵器開発と購入は各国の国富と市民の福祉を犠牲にし、やがてはその市民そのものも犠牲にしかねません。兵器に限らず、通信や交通、街頭状況を監視し情報収集するシステムの売り込みと浸透も「監視社会化」を現実のものとしつつあります。二度にわたる世界大戦の教訓が薄れ、過剰なセキュリティ意識が増進されている現状は、とても危ういものです。

ATT 締約国会議が東京で開催されることを契機に、日本の市民も軍縮を支援・追求し、それによる普遍的平和の実現にエネルギーを注ぐことが求められていると思います。また軍需専門メーカーの少ない日本では、まだ消費者による働き掛けが「レピュテーション・リスク＝企業イメージの悪化」を怖れる各社には気懸かりな要素であり、効果を持っていると考えられます。ぜひ企業や行政に声をぶつけ、武器取引をやめさせていきましょう。



映画評

『マルクス・エンゲルス』

ラウル・ペック監督 (2017年) 2018.4.28~6.15 岩波ホール

映画は静かな森の情景から始まる。なぜ森の情景から? と思いながら見ていると、落ちている枯れ木を拾う人たちが映し出され、そして何やら不穏な音が響く。そうか! そうだ! 「木材窃盗取締法」だ。若きマルクスを描く映画は、彼が社会的現実と対決する出発点になった「木材窃盗取締法」との対決から始まらなければならないはずだ。

武装し馬に乗った官憲が枯れ木を拾う人たちに襲いかかる。かつては森の民のものであった枯れ木が、今や森林所有者の財産となり、それを拾うことは犯罪とされるというこの不条理。これを批判するマルクスの怒りに満ちた声が画面にかぶさってくる。

その後マルクスは生涯の同志エンゲルスと出会い、世界を変革するたたかいを開始し、

『共産党宣言』を完成させたところで映画は終わる。妻イエニーはもちろんプルドンやバクーニンなどが登場し、論争、恋、アジ、極貧生活などで2時間があつという間だ。

なかでも正義者同盟の「人類はみな兄弟」というく美しい>スローガン「万国のプロレタリア団結せよ!」に変える激烈なたたかいは実に興味深い。このスローガンは『宣言』冒頭の「今日まであらゆる社会の歴史は階級闘争の歴史である」に直結し、『宣言』の最後を飾るからだ。

マルクス生誕200年の今年、この映画を見る人はマルクスの思想が決して過去のものではなく、今まさに生きていることを知ることになるだろう。必見! (伊豆野 潔)



原発事故の恐ろしさ

大山 香 (栃木避難者母の会 代表)

原発事故がきっかけで、考え方が一変しました。

事故後、突如現れた放射線の数値も、振り返ってみればまさに、パンドラの箱を開けてしまった社会の始まりでした。

原発はたいへん危険で住民生活を破滅に導く電気でした。

被災地出身者として、かけがえのない故郷、そこでの生活を二度と体験できなくなり、どうしようもない感覚があります。

国は、原発の炉心溶融という過酷事故はありえないと完全否定し、原発を推進してきましたが、実際には起こりました。それは、取り返しのつかない事態であり、国民に危害を与えました。きわめて重大な罪ですが、国民に対する反省も、抜本的改革も何もないまま、原発は再稼働をし、輸出さえされています。国民もその罪を、問うことをしていません。

アメリカで核兵器が誕生し、原発の平和利用が世界的に進められ、政治家は安全保障政策として原発を語ります。核抑止力として手放してはいけなと。しかし、コントロールできない科学技術で他国をコントロールできないことは明白であり、原発も核兵器も同等だととらえるべきだと思います。なぜなら、原発の方が隠蔽性が強いため、より悪質をおびるからです。

つまり、核兵器はわかりやすい悪で誰しもが反対するのにに対し、原発は、合法的に推進されるが、ひとたび事故が起きたら核兵器となんら変わらないのです。それなのに、原発に反対すると、地域活性を邪魔するのかなどと非難されたり、住民あつれきが起きます。国民は、お上を批判してはいけなという、心にしみついている考えで政治をとらえています。しかし、原発事故は、その姿勢は間違っていたということを証明しました。何故なら、ごく少数の顧みられなかった反対意見を表明していた人たちの言論の正義が証明されたからです。政治に対して、姿勢をかえることも教訓の一つではないでしょうか。

✿ 編集後記 ✿

米朝首脳会談やサッカーワールドカップに隠れるように、働き方改革関連法が成立しました。多くの労働者や過労死家族の反対を押し切った強引な成立でした。6月末には、改憲手続法の改正案が国会に提出されました。多くの国民の切実な要望は、モリカケ問題の徹底究明であり、朝鮮半島をめぐる東アジアの平和に日本がどうコミットするかなどの問題ではないでしょうか。今号は「誰のために 何のために？」と題し、改憲手続法の問題点を明らかにします。「カネで政治を買う」という言葉が心に残ります。格差と貧困が生み出す「経済的徴兵制」の実態を紹介し、9条が改悪されればさらに加速することを警告します。「放送制度改革」では、政治的公平や公共性を捨てさせようとした安倍政権の本音が垣間見えました。「死の商人」と化す日本の軍需産業の実態も紹介します。いったい誰のための、何のための法改正であり、政治であり、経済なのでしょう。私たちの課題を再確認しましょう。(T)